

# 独立行政法人国立美術館業務方法書

平成13年4月2日

文部科学大臣 認可

[一部改正 平成14年4月1日]

[一部改正 平成18年7月1日]

[一部改正 平成21年6月17日]

[一部改正 平成22年3月30日]

## (目的)

第一条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号。以下「国立美術館法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

## (業務運営の基本方針)

第二条 国立美術館の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、芸術その他の文化の振興を図るよう執行しなければならない。

## (美術館の設置)

第三条 国立美術館が設置する美術館（以下「各美術館」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 東京国立近代美術館
  - イ 本館
  - ロ 工芸館
  - ハ フィルムセンター
  - ニ フィルムセンター相模原分館
  - ホ その他の施設
- 二 京都国立近代美術館
  - イ 本館
  - ロ その他の施設
- 三 国立西洋美術館
  - イ 本館
  - ロ 新館
  - ハ 企画展示館
  - ニ その他の施設
- 四 国立国際美術館
  - イ 本館

- ロ その他の施設
- 五 国立新美術館
  - イ 本館
  - ロ その他の施設

- 2 前項第三号の規定による国立西洋美術館は、別名をフランス美術松方コレクションと称する。
- 3 各美術館は、常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(収集、保管及び一般の観覧)

第四条 国立美術館は、各美術館において次に掲げる美術に関する作品（以下「美術作品」という。）その他の資料を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 絵画、版画、素描、彫刻、書、写真等
  - 二 陶磁、染織、漆工、金工、竹工、木工、ガラス、人形、ジュエリー、グラフィック・デザイン、工業デザイン等
  - 三 映画に関する作品等
  - 四 その他の美術作品
- 2 国立美術館は、必要に応じて各美術館以外の場所において、前項に掲げる美術作品を一般の観覧に供することができる。
  - 3 国立美術館は、第一項に掲げる美術作品その他の資料を国内外の美術館その他これに類する施設と貸借することができる。
  - 4 第一項及び第二項に規定する観覧に供する場合並びに第三項に規定する貸与する場合は、別に定める料金を徴収することができる。

(調査及び研究)

第五条 国立美術館は、次に掲げる調査及び研究を行う。

- 一 美術作品に関する調査及び研究
- 二 美術作品の保存及び管理方法並びに展示方法に関する調査及び研究
- 三 その他美術作品の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(情報及び資料の収集等)

第六条 国立美術館は、次に掲げる情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、学術刊行物、研究成果報告書等
  - 二 写真、磁気テープ、光ディスク等
  - 三 その他の情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、講演会、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に提供する。

(教育及び普及)

第七条 国立美術館は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

(美術館の供用)

第八条 国立美術館は、各美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供することができる。

- 2 各美術館を国立美術館以外の者の利用に供する場合には、別に定める料金を徴収することができる。

(研修)

第九条 国立美術館は、国内外の美術館その他これに類する施設の職員の資質の向上を図るため、第四条から第七条までの業務に関し、学芸担当職員（キュレーター）等を対象とする研修を行うとともに、他の博物館・美術館等が行う研修への協力を行う。

(援助及び助言)

第十条 国立美術館は、第四条から第七条までの業務に関し、国内外の美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十一条 国立美術館は、第三条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(業務委託の基準)

第十二条 国立美術館は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

- 2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十三条 国立美術館は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十四条 国立美術館は、国立美術館法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

- 2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(業務細則の作成)

第十五条 国立美術館は、この業務方法書に定めるもののほか、国立美術館の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十八年七月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成二十一年六月十七日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成二十二年三月三十日から適用する。